

(別紙)

鳥取市地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス に関する基準条例の解釈について

1 条例制定の理由(趣旨)

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次・2次地域主権一括法)」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布。
- これに伴い、従来、法律や厚生労働省令で全国一律とされてきた介護保険施設等の人員、設備等に関する基準を、都道府県や市町村が条例で定めることとなった。

2 条例で定める基準

条例名称	従来基準を定めている省令等	サービス種類
①鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「地域密着型条例」という。)	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準(平成18年厚生省令第30号) ○指定地域密着型サービスの指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及び入所定員に係る基準(介護保険法第78条の2第1項) ○指定地域密着型サービスの指定申請資格のうち、法人資格の有無に係る基準(介護保険法施行規則第131条の10の2)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		夜間対応型訪問看護
		認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護
		認知症対応型共同生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービス		
②鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び	○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護	介護予防認知症対応型通所介護
		介護予防小規模多機能型居宅介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「地域密着型介護予防条例」という。）	<p>予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 30 号）</p> <p>○指定地域密着型サービスの指定申請資格のうち、法人資格の有無に係る基準（介護保険法施行規則第 140 条の 27 の 2）</p>	
--	---	--

※上記以外の居宅サービスや施設サービス（都道府県の所管サービス）については、都道府県が条例制定。

3 条例制定の基準

従来の省令の規定は、以下の 3 つの基準に区分されました。

区分	条例の定め方	内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	「職員配置」、「居室等面積」、「利用定員（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）」「人権」に直結する運営基準等（守秘義務等）等
標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。	「利用定員（認知症対応型共同生活介護、複合型サービス）」、「施設規模」
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の設備及び運営に関連するもの。「構造設備」、「非常災害対策」、「運営規定」、「衛生管理」、「緊急時の対応」、「苦情解決」、「管理者の責務」等

4 条例の概要

- 省令で「参酌すべき基準」とされている省令基準の一部について、市独自の基準を定めるとともに、省令に定められていない基準を追加。
- それ以外は、省令基準の内容をもって、本市の基準とする。

5 条例の解釈について

○条例の運用にあたっては、6に定めるもののほか、それぞれ下表の右欄に掲げるところに定める趣旨及び内容の例によるものとし、これを踏まえて各事業者は、適正な事業運営を行うこと。

条例名称	解釈通知名称
① 地域密着型条例	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
② 地域密着型介護予防条例	

6 条例で定める独自基準の解釈について

○一括法により条例委任を受けて『参酌すべき基準』のうち、市独自基準として追加・変更したものの運用上の解釈は以下のとおりとするので、これを踏まえて各事業者は適正な事業運営を行うこと。

※（共通）…全てのサービスの共通事項

（1）法人格の有無について

対象サービス	地域密着型サービス（共通） 地域密着型介護予防サービス（共通）
国基準	地域密着型サービスの例 介護保険法施行規則 （介護保険法第78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準） 第131条の10の2 法第78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。
条例独自基準	地域密着型サービスの例 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則等） 第3条 第1項～第2項（省略） 3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。 (1) 指定地域密着型サービス事業者の代表者若しくは役員等又は地域密着型サービス事業所の管理者が、鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第2号に掲げる暴力団員であるもの (2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第6条に定める者の支配を受けているもの

内容	○地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者は、法人でなければならないものとした。
趣旨	○事業者は、高齢者や介護を必要とする方に対してサービスを提供することから、サービス提供の実効性の確保と責任の明確化を図るもの。 ○従来、国の基準において申請者の法人格を指定要件としていたものに準拠した。
留意事項	—

(2) 暴力団について

対象サービス	地域密着型サービス（共通） 地域密着型介護予防サービス（共通）
国基準	—
条例 独自基準	<u>地域密着型サービスの例</u> (指定地域密着型サービスの事業の一般原則等) 第3条 第1項～第2項（省略） 3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。 (1) 指定地域密着型サービス事業者の代表者若しくは役員等又は地域密着型サービス事業所の管理者が、鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第2号に掲げる暴力団員であるもの (2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第6条に定める者の支配を受けているもの
内容	○事業者の代表者若しくは役員等又は事業所の管理者が暴力団員である法人、また事業者又は事業所の運営に当たって暴力団関係者の支配を受けている法人を除外する規定を新設。
趣旨	○地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないよう、暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備するもの。
留意事項	—

(3) 入所定員について

対象サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
省令基準	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定)</p> <p>第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>
条例 独自基準	<p>(入所定員)</p> <p>第4条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。</p>
内容	○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員は29人以下とする。
趣旨	○介護保険法第78条の2第1項で定める上限の人数以下とした。
留意事項	—

(4) 自己点検及び第三者評価について

<p>対象サービス</p>	<p>夜間対応型訪問看護 認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>
<p>省令基準</p>	<p>認知症対応型通所介護の例 (指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第 50 条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>条例 独自基準</p>	<p>認知症対応型通所介護の例 (指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第 70 条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、その結果について利用者又はその家族に公表し、常にその改善を図らなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。</p>
<p>内容</p>	<p>○利用者に対するサービスの質について自己点検を行い、その結果を利用者等に情報提供することを義務付け、常にその改善を図るものとする。 ○また、自己点検の実施のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>
<p>趣旨</p>	<p>○各事業所において、常に向上心を持ってサービスの質の改善に取り組むよう、自己評価の実施に加え、利用者等への情報提供を義務付け。 ○また、さらなる質の改善を促すため、第三者評価の実施の努力規定を追加し、自己評価では見えない視点からサービスの質の向上を期待するもの。</p>

留意事項	<p>自己評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うこと。 ○介護サービス情報の公表を行う事業者にあつては、運営情報の報告を行うことをもって、自己評価に替えることができる。 ○自己評価結果は、事業所内の見やすい場所に掲示又は閲覧に供すること、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に添付すること又はインターネットを活用する方法等により、利用者等への周知を行うこと。 ○自己評価結果は、利用者のみならず、その家族、地域住民等に対し情報提供を行い、様々視点からの意見を徴収し、これらの結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行うこと。 <p>第三者評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三者評価とは、事業者の提供する福祉サービスの内容を、当事者以外の中立的な第三者が評価する「鳥取県社会福祉・保健サービス評価制度」に基づく、福祉サービス第三者評価及び地域密着型サービス外部評価として実施されたものであること。 <p>(参考) とりネット「社会福祉・保健サービス評価事業」 http://www.pref.tottori.lg.jp/82106.htm</p>
------	--

(5) 記録の整備について

対象サービス	地域密着型サービス（共通） 地域密着型介護予防サービス（共通）
省令基準	<p>小規模多機能型居宅介護の例 (記録の整備)</p> <p>第 87 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 居宅サービス計画二 小規模多機能型居宅介護計画三 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録四 第七十三条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録五 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録六 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録七 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録八 第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

<p>条例 独自基準</p>	<p>小規模多機能型居宅介護の例</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 108 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第 93 条第 6 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 第 106 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>内容</p>	<p>○公費の過払いの場合(不正請求を含まない。)の返還請求の消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年であることから、文書の保存期間を 5 年間とする。</p>
<p>趣旨</p>	<p>○不当利得の事案が発生した際の調査を円滑に実施するため。</p>
<p>留意事項</p>	<p>○これらの書類が各施設又は事業所にはない場合は、法人の本部に所有、保存されていけばよいものとする。</p> <p>○他の法令等により、市の条例以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。</p> <p>○文書の保存年限にかかる運営規程の変更については、変更届出を行う必要はないものとする。</p> <p>○事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。</p> <p>○ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス</p>

	提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。
--	--

6 施行日等

この解釈は、平成26年4月4日から施行し、平成25年度から適用する。